

津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

津島市長 日 比 一 昭

津島市条例第2号

津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等について必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置等に関する情報の共有を図り、もって事業者と関係住民との間における紛争の予防に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 産業廃棄物処理施設（規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）の設置及び産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所（法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者、法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他規則で定める者が使用するものに限る。以下同じ。）の使用の開始
 - イ 産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項及び産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の使用の方法その他規則で定める事項の変更
- (3) 事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等を行う者をいう。
- (4) 関係地域 産業廃棄物処理施設等の設置等が行われた場合において、産業廃棄物の処理及び積替え又は保管に起因して環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある地域として、規則で定める基準により市長が定める地域をいう。
- (5) 関係住民 関係地域の区域内に居住する者又は関係地域の区域内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 紛争 産業廃棄物処理施設等の設置等が行われた場合において、産業廃棄物の処理及び積替え又は保管に起因して生じ、又は生ずるおそれのある環境の保全上の支障に関し、事業者と関係住民との間で生ずる争いをいう。

(事業者及び関係住民の責務)

第3条 事業者は、関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(事前協議)

第5条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画（以下「事業計画」という。）を記載した書類（以下「事業計画書」という。）を市長に提出し、協議しなければならない。

(関係地域の設定)

第6条 市長は、事業計画書の提出があった場合は、関係地域を設定しなければならない。

2 市長は、関係地域を設定したときは、速やかに、事業者に通知するものとする。

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、第5条の規定による協議をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示するとともに、事業計画書の写しを当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない。

(周知計画)

第8条 事業者は、第6条第2項の通知を受けたときは、速やかに、次条第1項に規定する説明会の開催に関する事項その他規則で定める事項について定めた計画（以下「周知計画」という。）を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、第7条に規定する縦覧期間内に、関係地域の区域内において、規則で定めるところにより、事業計画の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域の区域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域の区域以外の場所において開催することができる。

2 市長は、事業者が正当な理由がなくて説明会を開催しないときは、説明会を開催することを指示するものとする。

3 事業者は、周知計画に基づいて行った説明会その他事業計画の内容を関係住民に周知させるための措置の結果について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(追加説明会の開催)

第10条 市長は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、更なる関係住民への周知が必要と認めるときは、当該報告をした事業者に対し、期限を付して、追加説明会を開催するよう指示することができる。

2 前項の指示を受けた事業者は、説明会の例により、追加説明会に関する周知を行い、これを開催しなければならない。

(意見書の提出)

第11条 事業計画について意見を有する関係住民は、第7条の告示の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日（同条に規定する縦覧期間に説明会が開催されない場合は、最後に開催された説明会の日）から2週間を経過する日までの間に、市長に対し、当該意見に関し規則で定める事項を記載した書面（以下「意見書」という。）の提出により、これを述べることができる。

2 意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、意見書が提出されたときは、その写し又は意見の要旨を記載した書類を事業者に送付するとともに、これを当該送付の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(見解書の提出)

第12条 事業者は、前条第3項の規定による送付を受けたときは、当該送付を受けた日から1月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、見解書を提出したときは、速やかに、規則に定めるところにより、関係住民に対し、当該意見に対する見解を周知させなければならない。この場合において、当該周知の状況を市長に報告しなければならない。

(意見の調整)

第13条 市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業者と関係住民の意見の調整を行うことができる。

(環境の保全に関する誓約書の提出)

第14条 事業者は、意見書の提出期限の日（意見書の提出があったときは見解書を提出した日、前条の規定により意見の調整を行ったときは当該意見の調整を行った日）から2週間を経過する日までに、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る環境の保全に関する誓約書を市長に提出するものとする。

(協定の締結)

第15条 事業者は、関係住民から求められたときは、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る環境の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

(事業計画の変更の届出等)

第16条 事業者は、事業計画の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 第7条から前条までの規定は、事業計画の変更について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

第17条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、速やかに、当該事業計画を廃止した旨を関係住民に周知させなければならない。

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し必要な事項の報告又は資料の提供を求めることができる。

(勧告)

第19条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第5条の規定による事業計画書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書の提出をしたとき。

(2) 第9条第2項又は第10条第1項の指示に従わず、説明会を開催しないとき。

(3) 第12条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。

(命令及び公表)

第20条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた事業者がその命令に従わないときは、命令を受けた事業者の氏名又は名称、当該命令の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表をするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第21条 この条例は、国、地方公共団体その他これらに準ずる者が産業廃棄物処理施設等の設置等を行う場合には、適用しない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に産業廃棄物処理施設等の設置等に係る法令に基づく許可の申請又は届出が行われている場合は、この条例の規定は、適用しない。